

令和4年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	業務概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
2		業務概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
3	給付	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
4		加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
5	代議員 及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
6		代議員の選出を適切に行うこと。
7		代議員会並びに理事会における会議の状況及び決定事項は、詳細に記録保管しておくこと。
8		代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主を含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。
9	資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
10	監事監査	監査計画書に基づき監事監査を実施すること。
11		監事は、監督官庁からの認可書、通知書その他の業務運営に関する重要な文書の回付を受けること。
12	その他	個人データの秘密保持に関する事項を就業規則等に規定すること。
13		個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
14		個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
15		特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
16		理事長の就退任届については、遅滞なく届出すること。
17		基金職員の厚生費の支出にあたっては、規程等を定め、適正な運営が行われるよう措置すること。
18		レターパックの受払簿は、適切に管理すること。
19		実施事業所の所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。